

# 令和3年9月市会代表質問

## 国本 友利 議員

左京区選出の国本友利です。青野仁志議員に続き、松田けい子議員とともに公明党京都市会議員団を代表し、本市が直面している課題解決と市民生活を守るとの視点から質問をいたします。

市長、関係理事者におかれましては、誠実かつ明快なご答弁をいただきますようお願いいたします。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方へ哀悼の意を表しますとともに、闘病中の皆様に心からお見舞い申し上げます。

さらには、市民の命を守るために闘っていただいている医療関係者をはじめ、すべてのエッセンシャルワーカーの皆様に心から感謝申し上げます。

(自治体クラウドファンディングについて)

それでは質問に入ります。

初めに、京都市の自治体クラウドファンディングの在り方についてお伺いいたします。

京都市の厳しい財政状況を受けて、「行財政改革計画」が示されました。行財政改革を推進する中、歳出の削減とともに、収入増の取り組みが求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により本市では観光関連産業をはじめ多岐にわたる事業者が大きなダメージを受けている状況です。

加えて、従業員の皆様の収入面での影響も大きく、コロナ前までは伸びていた、市民税納税者数と税収の落ち込みが顕著であります。市税収入の増加が見込まれない中、税外収入を得る積極的な取り組みが重要です。

そこで、

- 1 ふるさと納税の中で、特に「自治体クラウドファンディング」についてお伺いいたします。

ふるさと納税については、すでに広く認知されており寄付控除に加え、地域の特産物などの返礼品があり寄付者にとっては人気の制度です。全国の自治体で返礼品競争が激化し、話題にもなりました。

加えて、「企業版ふるさと納税」では、企業が国の認定した地方公共団体の

地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に、企業は最大で寄附額の約9割の税額が軽減される制度となっており、本市としてもこの「企業版ふるさと納税」の獲得についてさらに努力するべきです。

その中で現在、全国の自治体が力を入れて取り組んでいるのが「自治体クラウドファンディング」です。

自治体クラウドファンディングとは、ふるさと納税のシステムを利用したクラウドファンディングの仕組みの名称で、「地方自治体」がプロジェクトの実行者として立ち上げるクラウドファンディングです。

仕組みとして「ふるさと納税」が利用されているため、クラウドファンディングにより自治体に寄附をすると、寄附した人の税額が寄附金額に応じて大幅に軽減されます。

自治体クラウドファンディングは、総務省でも推奨されており、注目を集めています。また、寄附金の使い道が明確であり、寄附者は、どのプロジェクトに寄付をするか選択ができるため共感を得やすい仕組みであると考えます。

本市においては、文化芸術の支援事業を行うにあたり令和元年に「京都市若手アーティスト応援プロジェクト」、令和2年には「文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金事業」、「文化芸術活動再開への発表・鑑賞拠点継続支援金事業」について自治体クラウドファンディングを活用して資金調達を行いました。

それぞれの事業について、目標設定金額を超えたご寄付を頂戴し、本市の文化芸術支援について、ご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

このように、

文化芸術活動の支援にクラウドファンディングを活用して、資金調達を行ったことは本市にとって貴重な成功事例であり、今後、各局においても、事業の性格を精査しつつ取り組むべきと考えます。

さらには、文化環境委員会において、わが会派の松田けい子議員の提案により、京都市動物園のホームページからクレジットカードを利用して1000円からの寄付ができるようになりました。このような少額寄付についても京都市動物園と動物園ファンとの絆を深めていくものと考えます。

本市の厳しい財政状況の下、税外収入を得ていくことは極めて重要であり、文化市民局など一部の部局の取組に終わらせず、広く各局において事業を進めるにあたり、寄付者の意向が反映されるような、自治体クラウドファンディングや少額寄付を得ていく取り組みが重要であると考えます。本市の今後の方針についてお伺いいたします。

(水災害対策について)

次に本市の水災害対策についてお伺いいたします。

本年も8月の豪雨により、西日本を中心に全国で大規模な災害に見舞われました。災害によってお亡くなりになられた方に対し哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。

大雨による被害は毎年のように起こり、その規模は年々、大きくなっています。

本年5月には災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報が大きく変わりました。

その内容は警戒レベル4にあたる「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、「避難勧告」は廃止され、これまで避難勧告が発令されていたタイミングで避難指示が発令されることとなりました。

レベル5は災害が切迫しているか既に災害が発生している段階で、そこから避難を開始することが困難となるような状況であり、レベル4の避難指示の段階までに避難を行うことが重要であります。

近年、気象予報については、気象庁の新しいスーパーコンピューターを活用し、気象予報の精度が大きく向上しています。また、世界一のスーパーコンピューター「富岳」を活用し、ゲリラ豪雨の超高速高性能降水予報のリアルタイム予報などの実証実験が行われており、さらなる精度向上が期待されています。その上で、

- 2 気象庁は、地域防災支援の取り組みを推進しています。地域交流人材配置による「担当チーム」を气象台にて編成し、担当地域を固定することにより、各市町村固有の課題への対応を含め市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築するとされています。

そこで、現在、京都地方气象台と、具体的にどのように連携し、本市の水災害対策に反映させているのかお伺いいたします。

加えて、災害時には市民の避難行動が何よりも重要です。気象予報の精度向上と气象台との連携強化とともに、避難情報の早期の発信による、事前避難が重要ではないでしょうか。

特に台風情報については、ある程度の進路が予測されていることから、台風に備えた、事前の準備や避難が重要であります。

また、コロナ禍においては感染拡大防止の観点から、三密を避けるため緊急避難場所への集中避難ではなく、安全が確保できる御親戚やお知り合いの家、ホテルをはじめとした宿泊施設など多様な場所への避難が求められています。

これらを踏まえ、本市ではマイ・タイムラインを取り入れた避難行動を推

奨めています。

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりの「防災行動計画」であり、台風等の接近による大雨災害や土砂災害の危機を回避するため、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。

突発的に起こる地震災害ではなく、台風、大雨の災害については気象予報により一定の予測ができ、あらかじめ決めておいた避難行動をとることが可能と考えます。

早い段階において、御自身で決めた安全な場所へ事前に避難いただくことで、行政が指定する緊急避難場所の運営をいただいている自主防災会の皆様方の負担軽減にもつながり、今後の避難行動のスタンダードになるものと考えます。

マイ・タイムラインを活用して、個々人の避難場所の確保とそれを前提とした事前避難を進めていくための京都市としての取り組みについてお伺いいたします。

まずはここまでの質問について答弁を求めます。

#### (マイナンバーカードの活用について)

次にデジタル化推進に伴うマイナンバーカードの利便性向上についてお伺いいたします。

9月1日にデジタル庁が発足いたしました。政府は、デジタル庁の発足を機に、国と地方のデジタル化を進め、住民の利便性を高めることを目的としています。

デジタル化を進める中で、柱の1つとなるのが、マイナンバーカードを活用した行政サービスの向上です。

マイナンバーカードは、10月から医療機関や薬局で健康保険証として本格的に使えるようになり、また、来年度中には、マイナポータルから口座を登録すれば、災害時や感染症発生時に別途、国が指定する給付金の支給が可能となるよう目指しています。

さらに令和6年度末までに、運転免許証と一体化する仕組みの導入も目指している所です。

本市のマイナンバーカードを活用した市民の利便性向上にあたっては、各種証明書のコンビニ交付が平成31年1月から開始されました。コンビニ交付

の利用については、令和元年度が約 29,000 件、令和 2 年度が約 69,000 件、令和 3 年度の 4 月から 7 月の 4 カ月間で約 40,000 件と着実に利用率は増加しています。

加えて、マイナンバーカードを利用したマイナポータルからは様々なオンライン申請ができるようになっていきます。

京都市においてはマイナポータルから子育て関連の申請 11 項目がオンラインでできるようになっています。

マイナポータルでは、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、関係省庁が協力して、子育て、介護、被災者支援、その他の 35 の手続きについて、標準様式・申請フォームのプリセットを進めており、今後、地方公共団体が独自に申請フォームを作成することなくオンライン化することが可能となります。

また、マイナンバーカードは被災者支援にも活用できることとし、内閣府は「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」改訂版を令和 2 年 8 月に示されました。

このガイドラインでは被災者支援制度におけるユースケースとして、罹災証明書の発行をはじめとして、災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給など具体的に 10 項目が掲載され、その他の類似手続き 31 項目についても示されるなど、今後マイナンバーカード、マイナポータルを活用しての被災者支援が検討されています。

マイナンバーカードが市民生活の利便性向上に資するとともに、災害時に被災者支援についても活用されることを大いに期待しています。

- 3 今後、国がデジタル化を進めるにあたり、マイナンバーカードの活用が本格化していく中で、京都市として国と連携をした取り組みを進める上で、オンライン申請や被災者支援制度の活用など、市民生活の利便性向上について今後の展開をお伺いいたします。

#### (賃貸住宅における残置物処分について)

最後に賃貸住宅の残置物処分についてお伺いいたします。

少子高齢化が進み、独居高齢者が本市も含め、全国的に多い状況となっています。その中で、独居高齢者が賃貸住宅にお住まいの場合、お亡くなりになった後の残置物処分が近年の課題であると考えます。

最近、遺品整理を行う事業者がテレビにおいて特集で放送されるなど、この課題は全国的にも注目されているところであります。

私もここ数年において、賃貸住宅や賃貸マンション、アパートでの残置物処分について、ご遺族、貸主の双方からご相談をいただいていた経験があり、

その件数は増加傾向にあると肌身で感じています。

ご遺族が残置物処分をしていただく事が原則ではありますが、残置物処分の費用が賄えない場合、相続放棄せざるを得ない状況となります。

一方、貸主側は残置物処分について、相続に関わることとなるため、勝手に処分することができない上、遺族が相続放棄し、残置物処分をしない場合、貸主の負担で処分することとなります。

本市においては高齢であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅である「すこやか賃貸住宅」や協力店の登録、高齢者の見守りや家賃債務保証制度のご案内などを「京都市すこやか住宅ネット」京都市居住支援協議会で行っていただいています。

また、身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の残置物処理や葬祭執行等の高齢者自身の不安を解消するため、生前の死後事務委任契約に基づき、亡くなられた後の葬祭執行等を行う、「京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業」を行っていただいています。

加えて、京都市居住支援協議会で「見まもっTEL」という安否確認と居室内でお亡くなられた場合の葬祭、遺品整理、原状回復の実施を月額1,500円で上限100万円の費用保障をしていただける保険サービスの提供もされています。

このように本市として、高齢者の住まいの確保のため、見守りサービスなど様々な取組を行っていただいているところです。

その上で、

- 4 国土交通省では令和3年6月7日に「残置物の処理等に関するモデル契約条項（ひな形）の策定について」を広報発表されました。

背景としては賃借人の死亡後、賃借権と居室内に残された家財・残置物の所有権は、その相続人に相続されるため、相続人の有無や所在が分からない場合、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になることがあり、特に単身高齢者に対して賃貸人が建物を貸すことを躊躇する問題が生じていることとあわせ、現実に残置物処分をどうするべきかという課題がある事に起因しています。

このような賃貸人の不安感を払拭し、単身高齢者の居住の安定確保を図る観点から、国土交通省及び法務省において、死後事務委任契約を締結する方法について検討を行い、単身高齢者の死亡後に、契約関係及び残置物を円滑に処理できるように「残置物の処理等に関するモデル契約条項」（ひな形）を策定されました。

その中では、賃借人の死後の契約解除や残置物に関しての受任者の処分が可能となるような契約条項の追記、加えて、貸主および借主の残置物処分の費用捻出のための損害保険の加入などを示されました。今後、セミナーの開

催等を通じて、関係者に対して周知を図っていくとしています。

そこで、

この残置物処分の課題解決のため、国の示した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を基に京都市居住支援協議会をプラットフォームとして、貸す側、借りる側が安心できる契約方法や保険などを組み合わせる事により、残置物の処理がスムーズにいくような仕組みづくりを検討していくべきと考えますがいかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。